

第 8 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 3 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 28 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 29 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 30 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議第 31 号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による最低経営面積(別段の面積)の設定について
報第 6 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	2 番 木村 博子 委員 3 番 鍵谷 正 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 8 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、田中宣行 委員から遅刻の報告が出ております。 会議録 署名者に、2 番 木村 博子 委員、3 番 鍵谷 正 委員を指名します。 それでは、議第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、5 番 奥村 俊雄委員 説明願います。
5 番 奥村 委員	申請地の場所は、上之郷保育園から東へ 250m ほどのところ です。譲受人は申請地から 100m ほどの場所にある中古住宅を購入 しました。住宅には庭がなく、また近くに公園がないため、子を遊ば せる場所の確保に苦慮しておりました。今回の申請地は自宅に隣接 はしていませんが、徒歩で行ける範囲にあり、山の中であり交通事 故の心配もないため、庭として購入することにしました。許可あり 次第移転し、存続期間は永年で、造成に要する資金調達は全額自己

	<p>資金。</p> <p>北側は山林・道、東側は道、南側は山林・畑、西側は畑。</p> <p>隣地承諾書を確認しました。雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。万が一周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。許可申請書、土地の権利書、土地利用計画平面図、誓約書、銀行口座の写し、代替地検討資料、委任状を確認しました。2月20日に事前説明、2月25日に現地確認を行いました。</p> <p>1号事案について、私は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、5番 奥村 俊雄委員 説明願います。</p>
5番 奥村 委員	<p>申請地の場所は、上之郷公民館から東へ120mほどのところです。譲受人は現在、両親、妹と実家で生活をしながら町外で会社員をしています。また、祖父母は、実家の道を挟んですぐ隣で生活をともにしています。平成28年に結婚し、実家で同居していましたが、令和元年に子供も生まれ、生活するには実家が手狭になっています。当該申請地の土地所有者である祖父が、土地選定に協力してくれることとなり、当該申請地の権利を移転し、住宅建築を計画するものです。</p> <p>許可あり次第着工し、存続期間は永年で、土地造成・建築工事に要する資金調達は金融機関からの融資です。周辺農地等にはコンクリートブロックで土砂・雨水等の流入を防ぐので、周辺農地等の耕作、維持管理等には将来とも支障を与えません。万が一付近その他から苦情・問題等が生じた場合には責任をもって処理・解決し、付近に迷惑をかけません。北・東側は道路、西側は田。許可申請書、土地の権利書、土地利用計画平面図、誓約書、ローン事前審査結果、隣地承諾書、水利組合の同意書、境界確定書、代替地検討資料、委任状を確認しました。2月21日に事前説明、2月25日に現地確認を行いました。</p> <p>2号事案について、私は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、概ね300m以内に町村役場の支所が存する農地であるため、第3種農地に位置付けられます。なお、本申請地は令和2年度に農振除外がなされております。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、12番 田中 幹三郎委員 説明願います。</p>
12番 田中 委員	<p>申請地の所在地は、中公民館から真南に直線で約200メートルのところですが、申請者は、本申請地の所有者の娘婿です。 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、使用借人は現在アパート住まいをしていますが、義理の両親と同居するため、義父より申請地を借り、両親の住んでいる家を増築したいというものです。アパートは御嵩町御嵩地内です。子どもさんたちは現在御嵩小学校に通われているそうです。 2月19日に現地で事前説明を受けました。2月25日の現地確認当日は土地境界線をテープで囲んで表示していただきました。 今回の申請に当たり、申請地の一部約100㎡を許可無くテラス（洗濯干し場）として利用していたことについては始末書の提出がありました。平成13年に住宅を新築したときに安易な考えで砂利敷きにしてしまったとのことで、許可無く農地を無断転用していたことは大変反省しておられますのでご了解をお願いします。 本事案は本申請地の一角に住宅の増築部分がかかり、その他の部分は現状のようにテラス（洗濯干し場）及びその南側には芝生を敷いて子どもさんたちの遊び場としての庭及びドッグランとして一体利用地としたい旨の申請です。 申請地の北側、西側は譲渡人所有の宅地。東側と南側は都合4筆の農地で、4名の所有者全員から承諾を得ています。申請地に直接接続された農業用水路及び排水路又は用悪水路は存在しません。 住宅の汚水排水は既設下水枡に接続し、北側の公共下水道に放流します。雨水は既設集水枡を通じて北側道路側溝に放流します。 その他の部分の雨水排水は基本的には自然浸透ですが、庭（ポーチ及び芝生部分）の余剰雨水は既設集水枡に接続し北側道路側溝に放流します。これはポーチ及び芝生部分の勾配も北につける計画ということです。 隣接農地に対しては境界線内側にコンクリートブロックを積み、土砂等が流出しないよう被害防除措置をします。施工に当たり周辺</p>

	<p>に被害を及ぼすことのないよう努めますが、万一転用に伴い被害が生じた場合は申請者の責任において対処するとのことです。</p> <p>誓約書、委任状、土地の登記簿の写し、位置図、案内図、公図の写し、水利組合同意書、土地の利用計画図、住宅の増築の図面、隣地承諾書、始末書、資金調達に関する証明書の写しの提出を確認しました。</p> <p>隣接農地の所有者の方々のご近所さんばかりですし、これまでもお互いの畑のへりを通して畑を往き来するなど、お互い様でやってこられていますので、境界の施工や、畑の出入りの都合などについては十分に相手と相談しながら事を進めたいとおっしゃっておられますので、申し添えます。</p> <p>また、面積について、一体利用地と合計すると数字上は一般個人住宅敷地としては過大（844 m²）ですが、土地の形状や、農地に農道の取り付けがない等の点を考慮するとやむを得ないものと考えます。</p> <p>以上のことから私は本申請内容には問題はないと考えます。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。</p>
3番 鍵谷 委員	<p>申請地の場所は、〇〇から南へ100mほどのところです。譲受人は現在、〇〇に勤務しており、通勤時間がかかること等から、耕作する時間を確保できず、今後も耕作を行う時間を確保できる見込みもありません。譲受人より資材置場拡張のため譲ってほしいとの打診があり、双方の間で売買の合意ができたので申請を行うとのことです。</p> <p>申請地の北側は田、東側は公衆用道路、南側は譲受人所有の雑種地、西側は用悪水路です。雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一、周辺農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。</p> <p>土地の位置図、土地利用計画図、誓約書、貯金残高証明、履歴事項全部証明書、定款、隣地承諾書、水利組合同意書、委任状を確認しました。2月25日に現地確認を行いました。</p> <p>4号事案について、私は問題ないと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんの審議をお願いします。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。なお、本申請地は令和2年度に農振除外がなされており、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。 次に5号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷 委員</p>	<p>申請地の場所は、〇〇から南へ100mほどのところ、譲渡人は高齢で農地を管理することが困難になっていたところ、譲受人は自宅敷地が手狭であるため、駐車場・庭として利用したいため。 北側は宅地及び雑種地、東側は宅地、南側は道路及び宅地、西側は畑です。 敷地造成は車両駐車場入口、コンクリートブロックの積んである所を除き、ブロックを設置し、土砂の流出を防止する。 雨水は南側道路側溝に排水処理する。 隣地承諾書、土地利用計画図、誓約書、銀行の総合口座の写し、委任状、始末書については確認しました。始末書は、「私は土地の一部を農地法の許可のないまま埋め立てし、平成4年3月頃より車庫敷地として利用しておりました。今後は農地法を遵守する所存でありますから、何卒ご高配のほどお願い申し上げます。」という内容です。2月25日に現地確認を行いました。 5号事案について、私は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって5号事案は適当と認め進達します。 次に6号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>

<p>6 番 鍵谷 委員</p>	<p>申請地の場所は、〇〇の北側のところです。転用目的は分譲住宅。譲渡人は高齢のため農地として維持することが難しく、譲受人は分譲住宅用地として活用したい。</p> <p>転用目的に係る施設の概要は、2階建て個人住宅3棟の建設となっています。</p> <p>北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は水路となっています。</p> <p>敷地の造成は周囲にコンクリートブロック及びL型擁壁を入り口より10mと水路側に設置し、土砂の流出を防止する。埋め立ては30cm。汚水は東側道路上の公共下水道に接続。雨水は敷地内に側溝を新設し、西側水路に接続する。水路東側は張コンクリートで処理する。</p> <p>土地利用計画平面図、誓約書、融資条件に関する内諾書、委任状については確認しました。2月25日に現地確認を行いました。</p> <p>6号事案について、私は問題ないと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。6号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第29号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案から13号事案までは、1番青木友誉委員に関係しますので、1番青木友誉委員は農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番青木友誉委員)退席</p>
<p>議 長</p>	<p>1号事案から13号事案まで一括で審議を行います。平田功一推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>

平田 推進委員	2月17日に田中 豊雄委員と現地確認をしました。適正に管理されており、営農に問題はないと思います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案から13号事案までについて、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案から13号事案までは可決しました。 審議終了いたしましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認めます。
	(1番 青木 友誉 委員) 着 席
議 長	次に14号事案について、山本 恵美雄 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
山本 推進委員	2月15日に山口 由美子委員と現地確認をしました。何ら問題ないと思います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。14号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって14号事案は可決しました。 15号事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。1番 青木 友誉 委員、よろしく願います。
職務代理者	会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願います。 15号事案は、3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長に関係します。3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
	(3番 鍵谷 正 委員 15番 鍵谷 幸男 会長) 退 席

職務代理者	15号事案について奥村 幸美 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
奥村 推進委員	3月21日に鍵谷 道隆委員と現地確認をしました。営農条件等に問題ないと思います。
職務代理者	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
職務代理者	採決に入ります。15号事案について適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって15号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長の着席を認め、議長を15番 鍵谷 幸男 会長と交代します。
	(3番 鍵谷 正 委員 15番 鍵谷 幸男 会長) 着 席
議 長	次に16号事案について、奥村 幸美 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
奥村 推進委員	3月21日に鍵谷 道隆委員と現地確認をしました。営農条件等に問題ないと思います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。16号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって16号事案は可決しました。
	次に議第30号 農用地利用配分計画に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読、説明願います。
	(事務局朗読)
議 長	本事案は私の議事参与にあたりますので、議長を職務代理者と交代します。 1番 青木 友誉 委員、よろしく願います。

職務代理者	<p>会長に代わり、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>1号事案は、3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長に関係しますので、3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(3番 鍵谷 正 委員 15番 鍵谷 幸男 会長) 退 席</p>
職務代理者	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
職務代理者	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、3番 鍵谷 正 委員、15番 鍵谷 幸男 会長の着席を認め、議長を15番 鍵谷 幸男 会長と交代します。</p> <p>(3番 鍵谷 正 委員 15番 鍵谷 幸男 会長) 着 席</p>
議 長	<p>2号事案について、質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。</p> <p>次に議第31号 農地法第3条第2項第5号の規定による最低経営面積（別段の面積）の設定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

